

資料①
内閣総理大臣認定 適格消費者団体 特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク 差止請求訴訟一覧

2018/06/26現在

	業者名	内容	概要	成果	地裁・訴え提起年月日	大阪高等裁判所	最高裁判所	その他
1	(株)長栄	定額補修分担金条項	全国で先駆けて行った差止請求訴訟第1号事件。 「定額補修分担金条項」とはリフォーム費用として入居時当初に、従前の敷金相当額程度(月額家賃の2から4倍程度)を賃借人から賃借人に支払わなければならないというもの。要するに、これまでから原状回復という名の下に敷金を返還してこなかった実態を維持するために考案されたものであり、不当条項であると判断し訴えを提起したものの。	差止請求が認められ、今後、消費者はこれらの不当条項を目にしなくても良くなり、被害の事前予防となる。 事業者が違反し本条項を使用した場合には、50万円の支払命令が出されることとなる間接強制も認められ、不使用の徹底を図っている。	京都地方裁判所 2008年3月25日 判決2009/9/30	2009年10月13日控訴 判決2010/3/26(確定)		2011/11/24 間接強制決定
2	大和観光開発(株)	敷引条項	「建物賃貸借契約」において、敷金・保証金から一定額を差し引いた額しか返還しないとす、いわゆる敷引特約の使用をやめるよう求めるものであり、不当条項であると判断して差止請求訴訟を提起したものの。	本件は、全国で最初の差止請求訴訟として、差止を勝ち取った事件である。被害の事前予防となったものの。 しかし、本件とは別ではあるが、その後最高裁判所が敷引き特約は原則有効と判断している。	京都地方裁判所 2008年8月12日 判決2009/1/28	控訴2009年2月10日 判決2009/6/16(確定)		
3・4	(株)セレマ (株)らくらくクラブ	冠婚葬祭互助会の約款 旅行券等の約款	被告事業者の解約金条項(1回1500円のコース)によれば、8回目くらいまでの解約では返金は0円。以後1回ごとに150円ごとの解約料をとられる。これは、平均的損害を超える不当な条項であると判断して差止請求訴訟を提起したものの。 また、本事業者の解約料については、一般の消費者から苦情が多数あり、国民生活センターへ情報提供要請を行ったところ多数の苦情があることも判明している。	本件は、冠婚葬祭互助会の解約金条項について、詳細な検討をした上でその無効であることを裁判所が宣言した事案であって極めて画期的な判決である。被害の事前予防となる。 さらに、業界のモデル約款を使用していたものでもあり、報道によればその契約件数も2000万件を超えているとのことであり、さらに、経済産業省が事前に取締規定に基づき審査しているものを無効とした点でも社会的影響は大きいものである。	京都地方裁判所 2008年12月3日 判決2011/12/13	控訴2011年12月26日 判決2013/1/25	2013年2月6日 2015/1/20 上告不受理決定	2015/5/11 間接強制決定
5	(株)プラン・ドウ・シー	結婚式場解約金条項	1年以上前に解約しても10万円程度の解約料を取られたり、3ヶ月前に解約しても、基本料金の70%の解約料を取られるものであり、不当な条項であると判断して差止請求訴訟を提起したものの。 (事業者団体の標準約款と異なる約款を使用しているもの。)	訴訟提起前の事前請求では早急な対応をせず、訴訟を提起したとたん、被告事業者は従前の解約金条項を記載した約款を使用しないとする和解が成立した。被害の事前予防となるもの。	京都地方裁判所 2010年3月17日 和解2010/7/28 確定			
6	NTTドコモ	携帯電話解約料 (ひとりでも割・ファミ割)	携帯電話の契約では、ほとんどの場合が2年の定期契約として基本使用料金を通常より半額とするとし、その期間に契約を解約する場合は9975円の解約金を徴収することとされている。この問題は、割引システムと称して、基本料金を半額にするかわりに2年間拘束をし、中途解約する場合に9975円の違約金を支払うという違約金約束をさせるものであると考えられる。モバイルナンバーポータビリティ制度(MNP)で他社へ変更する際に障害となっており、消費者が自由に携帯電話会社を選択する自由・利益を不当に害する条項となっている。特に2年以降の解約時の違約金は、極めて不当な拘束であると判断して差止請求訴訟を提起したものの。	KDDIにつき地裁で差止判決が出され、勝訴したものの、高裁レベルではいずれも敗訴した。その後、最高裁に上告受理申立をしたが、いずれの事件も上告受理申立不受理となり、確定している。 しかし、2014年5月には、総務省が携帯電話の2年縛りを検討することを発表したように、事業者の囲い込みを防止して消費者の権利を護るという要請は時代の流れとなっている。囲い込み契約について、安易な解約料の設定に警鐘を鳴らしたものと評価することができる。 その後、総務省や公正取引委員会で見直しの議論がなされ、総務省による指導にも発展している。	京都地方裁判所 2010年6月16日 判決2012/3/28	控訴2011/4/10 判決2012/12/7	2012年12月21日 2014/12/11 上告不受理決定	
7	KDDI(au)	携帯電話解約料 (誰でも割)	携帯電話の契約では、ほとんどの場合が2年の定期契約として基本使用料金を通常より半額とするとし、その期間に契約を解約する場合は9975円の解約金を徴収することとされている。この問題は、割引システムと称して、基本料金を半額にするかわりに2年間拘束をし、中途解約する場合に9975円の違約金を支払うという違約金約束をさせるものであると考えられる。モバイルナンバーポータビリティ制度(MNP)で他社へ変更する際に障害となっており、消費者が自由に携帯電話会社を選択する自由・利益を不当に害する条項となっている。特に2年以降の解約時の違約金は、極めて不当な拘束であると判断して差止請求訴訟を提起したものの。	KDDIにつき地裁で差止判決が出され、勝訴したものの、高裁レベルではいずれも敗訴した。その後、最高裁に上告受理申立をしたが、いずれの事件も上告受理申立不受理となり、確定している。 しかし、2014年5月には、総務省が携帯電話の2年縛りを検討することを発表したように、事業者の囲い込みを防止して消費者の権利を護るという要請は時代の流れとなっている。囲い込み契約について、安易な解約料の設定に警鐘を鳴らしたものと評価することができる。 その後、総務省や公正取引委員会で見直しの議論がなされ、総務省による指導にも発展している。	京都地方裁判所 2010年6月16日 判決2012/7/19	控訴2012/7/30 判決2013/3/29	2013年4月10日 2014/12/11 上告不受理決定	
8	(株)ジェイ・エス・ビー	更新料条項	建物賃貸借契約の「更新料条項」について、更新料の法的性質等を検討し、不当な条項であると判断して、その使用をやめるよう差止請求訴訟を提起したものの。	更新料条項は原則有効と判断され、敗訴した。	京都地方裁判所 2010年10月29日 判決2012/1/17	控訴2012/1/24 判決2012/6/29	2012年7月18日 2013/7/4 上告不受理決定	
9	ソフトバンク	携帯電話解約料 (ホワイトプラン)	上記、「6」、「7」と同じ。	上記、「6」、「7」と同じ。	京都地方裁判所 2011年1月19日 判決2012/11/20	控訴2012/11/28) 判決2013/7/11	2013年7月17日 2014/12/11 上告不受理決定	
10	J・C・I投資事業有限責任組合	不当勧誘行為	未公開株の勧誘行為について、不実告知が行われていると判断して、その勧誘行為の差止を求めて、訴えを提起したものの。 なお、本件は、京都府・京都市とコラボして、未公開株の集団提訴にあわせ、同時に差止請求訴訟も提起した画期的なものである。	勧誘行為の差止請求が認められ、今後、消費者は不当な勧誘を受けなくなるものであり、被害の事前予防となる。	京都地方裁判所 2011年5月30日 判決2011/12/20 確定			
11	(株)プラン・ドウ・シー	結婚式場解約金条項 (2010年3月17日に京都地裁に訴え提起し、7月28日に和解→再度の訴え提起の件)	被告事業者や事業者団体(社団法人日本ブライダル事業振興協会/現公益社団法人日本ブライダル文化振興協会)のモデル約款も含め、解約金の根拠について検討。 キャンセルによっても損害とならない食事代、飲み物代など含めた額を基準とした解約金が設定されており、明らかに過大な解約料が設定されていると考えられると判断して、差止請求訴訟を提起したものの。 (事業者団体の標準約款と同じ約款を使用しているもの。) また、実際に、110番や情報提供を通じて、KCCNIに結婚式場利用契約をキャンセルした消費者から相談が多数寄せられていることもある。	解約料条項は、平均的損害を超えているものではないとして、敗訴した。	京都地方裁判所 2011年10月11日 判決2014/8/7	控訴2014/8/19 判決2015/1/29	2015年2月6日 2015/9/2 上告不受理決定	
12	(株)ベストブライダル	結婚式場解約金条項	結婚式場利用契約のキャンセル料に関して被害事例が寄せられ、被告事業者の解約料条項が平均的損害を超えて無効となるべき部分が含まれていると判断して、差止請求訴訟を提起したものの。	解約料条項は、平均的損害を超えているものではないとして、敗訴した。	京都地方裁判所 2011年10月11日 判決2013/4/26	控訴2013/5/27 判決2014/2/21	2014年3月4日 2015/2/13 上告不受理決定	

	業者名	内容	概要	成果	地裁・訴え提起年月日	大阪高等裁判所	最高裁判所	その他
13	サン・クロレラ販売(株)	健康食品の広告	被告事業者は、「日本クロレラ療法研究会」(以下、「クロレラ研究会」という。)の名称を用いて、定期的にクロレラ(C. G. F)やアガリクス(イソフラキシジン)に関する新聞折り込み広告(日刊新聞紙)を配布していた。 食品であるにも関わらず、その内容は、クロレラやウコギを摂取することで、腰部脊柱管狭窄症や肺気腫、自律神経失調症・高血圧の症状が改善されるというものであり、薬効や効果を謳っている。このような広告の配布は、不実告知に該当すると考えられ、また、商品の品質について、実際のものよりも著しく優良であると誤認させるものであり、景品表示法の優良誤認表示に当たる判断し、差止請求訴訟を提起したもの。	京都地方裁判所において、全面勝訴した。 控訴審、上告審では、主文においては敗訴したものの、チラシにおける表示も消費者契約法上の「勧誘」に当たりうるとした最高裁判決の影響は極めて大きいといえる。	京都地方裁判所 2014年1月17日 判決2015/1/21	事業者が控訴:2015/1/23 判決2016/2/25	2016/4/21上告 判決2017/1/24	
14	(株)KCN京都	インターネット接続サービス契約の解約料条項	インターネット接続サービスについて不当に高額な解約料をとっていると判断して、差止請求訴訟を提起したもの。 解約料条項では、2年の最低利用期間内に解約があったときは、当該サービスの残余期間分の利用料金の全額を徴収する旨を定めていた。	差止請求が認められた。被告が控訴しなかったため確定した。	京都地方裁判所 2015年4月30日	判決2016/12/9(確定)		
15	合同会社BRONX	健康食品の表示	ウェブサイト上の広告では、1回限りのお試し購入が可能であるかのような表示がなされているが、実際には定期購入条件が付帯されていることが、景品表示法の有利誤認に該当するとして、差止訴訟を提起したもの。	訴え提起後、景品表示上問題のある表示は改められたので、以前の表示は今後使用しないとの内容で和解した。	京都地方裁判所 2017/1/11	和解2017/6/2		
16	株式会社ART OF LIFE	健康食品の表示	〃	〃	京都地方裁判所 2017/12/15	和解2018/3/26		
17	株式会社ラッシャーマン	健康食品の表示	〃	現在、京都地方裁判所で係争中。	京都地方裁判所 2017/12/15			